

事業者の
みなさんへ

マイナンバーカード普及促進事業

あいおい応援 マイナ商品券

取扱店
募集

相生市では、有効なマイナンバーカードをお持ちの方と、これから取得される方を対象に市内のお店で利用できる商品券を支給します。
ついては、この商品券を使えるお店を募集します。



募集
期間

令和4年5月1日から

第一次締切5月31日
(随時追加登録継続)

(ご持参の場合は土・日、祝は除く)

申込
方法

中面の参加申込書に必要事項を記入し



0791

22-2290

または



商工会議所へ
持参ください

あいおい応援マイナ商品券 とは？

相生市民
限定

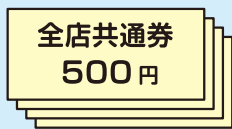
マイナンバーカードの交付を受けた相生市民の方に商品券を支給します。

利用期間 令和4年7月1日から令和5年1月31日まで

一人当たり 3,000円。額面は500円とし、全店共通券4枚と中小規模店専用券2枚の6枚1組。

全店共通券

市内に店舗等を有する登録した全ての事業者で使用できる商品券



×4枚

中小規模店専用券
500円

×2枚

中小規模店専用券

市内に店舗等を有する登録した事業者のうち、大規模小売店舗立地法による建物内の店舗面積1,000㎡を超える店舗(事業所)以外の事業者で使用できる商品券

商品券の発行・換金等

取扱事業者の登録、商品券の発行及び換金については、相生商工会議所が実施します。

なお、中小規模店専用券の利用ができる取扱事業者による換金については、額面の10%分を上乗せした額とします。

換金期限 令和5年2月28日

商品券取扱い
お問合せ先

相生市地域振興課
相生商工会議所

☎ 0791-23-7133
☎ 0791-22-1234

対象となる店舗 小売業、飲食業、サービス提供等を行う市内店舗(医療等を含む)

【使用できないもの】

- ・切手、商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・不動産
- ・事業活動に伴って使用する仕入れ商品
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- ・その他この事業の目的にそぐわないもの

【対象外となる店舗】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ・相生市の入札停止の措置又は入札参加除外の措置を受けているもの
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

商品券取扱申込は 下記の参加申込書にご記入のうえ



0791
22-2290

または



商工会議所へ
持参ください

※番号をお間違えのないようご注意ください。

〈あいおい応援マイナ商品券取扱申込書〉

申請日 令和4年 月 日

申請者 (事業者)	企業名(事業者名)		
	代表者名		
	住所		
	電話		
参加店舗	店舗の名称		
	業種 () に詳細を記載ください	<input type="checkbox"/> 小売業 ()	<input type="checkbox"/> 飲食業 ()
		<input type="checkbox"/> サービス業 ()	<input type="checkbox"/> 医療・介護・薬局・はり・マッサージ ()
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
所在地	相生市		
電話	(担当者)		